

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第50号

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（変更）申請書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書」に改め、同条第 3 項第 2 号を次のように改める。

（2）家賃・間代・地代証明書

第 5 条中「支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書」を「支援給付・配偶者支援金開始決定通知書もしくは支援給付・配偶者支援金変更決定通知書」に、「支援給付・配偶者支援金廃止（停止）決定通知書」を「支援給付・配偶者支援金廃止決定通知書又は支援給付・配偶者支援金停止決定通知書」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「資料提供等依頼書」を「調査依頼書」に改める。

第 9 条第 2 項中「支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書又はこ

れ」を「支援給付・配偶者支援金開始決定通知書もしくは支援給付・配偶者支援金変更決定通知書又はこれら」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（書類の提出）

第15条 次の表の左欄に掲げる保護法の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	保護法第41条第2項	保護施設設置認可申請書
(2)	保護法第41条第5項	保護施設変更認可申請書
(3)	保護法第42条	保護施設休止（廃止）認可申請書
(4)	保護法第48条第4項	入所被支援者状況変更届
(5)	保護法第78条の2第1項および第2項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

附 則

この規則は、令和8年9月28日から施行する。